



1 法人（本部）事業計画

【法人理念】

- 一人ひとりの人権を尊重し、その人らしさを大切にした支援を行うこと
- 安全で安心できる場であること
- 地域の人達と積極的に交流し、地域に根ざした日々の活動を行うこと

【基本方針】

法人にとって基幹部門の生活介護事業の安定的な運営が重要な課題であったが、令和3年度には生活介護サービス事業所「だいち」が新設され、生活介護事業全体の利用収容能力（キャパシティー）を高めることができた。利用状態によるが7～8年間は新規の利用受入れが可能な状態になり、収入においても増加が期待され安定運営と職員の組織体制などに対しても実質的な中期的計画を図ります。

「利用者も増え、職員も増える」ひと回り大きくなる、そのような意味で本年度は「変わる！」の起点の年度とし、事業継続に向けた組織の見直し、それぞれが役割を持ち、働きやすく魅力ある職場づくり、メンバー（利用者）のライフステージに沿った本人が自分生活を楽しめる生活提案をしていきます。

① 本部を含めた各事業体制について、事業の異なる運営体質に対する支援のあり方、職員の働き方、各専門性などの連携と協働をします。

・法令等遵守（コンプライアンス）の徹底

社会福祉法など関係法令はもとより、法人の理念や諸規程を遵守する。

人権に関すること及び個人情報等の取扱いなどについて、諸規定を見直し適正な運営と研修等を通して職員教育を図ります。

・組織統治（ガバナンス）の確立

社会福祉法人として公正かつ透明性の高い適正な経営に努め、実効性のある組織体制を構築し、本部及び各事業が適正に運営できるように努めます。

・健全な財務規律の確立

公益性の高い事業活動を推進し、健全な財務規律を確立するために各事業の独立採算を意識しながら事業区分間での資金流動に向けた課題等の検討を図ります。

・地域貢献及び公益的な貢献活動の推進をします。

地域における様々な福祉課題、生活課題に対して、関係機関などと連携・協働を図り公益的な取り組みを推進します。（R2年度後半期より山口県重症心身障害児者を守る会が業務委託されている、医療的ケア児養育家族ピアサポート事業の事務局的支援を継続します。）

・人材の定着、育成のために「働きやすい」「魅力がある」「やりがいのある」福祉の職場づくりをします。

- ・労務管理、事務分掌に係る内容を精査し見直しをします。
 - ・正規・非正規職員に関わりなく、職員の質の向上、福祉サービスの質の向上となるよう内外の研修に参加します。また、リーダー養成を目的に5年計画で実施して行きます。
 - ・事故、苦情の集約、分析を行い、インシデントが発見しやすいリスクマネジメントに努めます。
 - ・事務負担軽減に向けた文書削減などの実現に努めます。
 - ・LINE等を活用し迅速、省力的に職員に連絡がとれる仕組みを図ります。
- ② 令和2年度からの継続課題として、メンバー（利用者）のライフステージに沿った「ウキウキ！わくわく！」「本人が輝く」「笑顔が生まれる」生活提案をします。
- ・本人の意思決定支援について、個別支援計画や各支援会議に反映します。
 - ・メンバーの体を守り本人なりの自立を促し、職員（介助者）の体を守りメンバーに寄り添うためのノーリフティングケアを推進します。
 - ・「合理的配慮」がなされた良質かつ安心・安全なサービスを提供します。
 - ・障害者差別・虐待のない社会を目指します。
 - ・障害児者の地域生活の総合的な支援が行えるよう相談支援の体制を整えます。
 - ・各事業所の活動等について本人、家族からの事業所評価を行い、結果をホームページに公開します。
- ③ ICT（情報通信技術）等の有効活用を含め研究を行い活用していきます。
- ・メンバーのコミュニケーション支援として音声入力などのアプリや、さまざまな機器の活用について研究し導入をします。
 - ・コミュニケーションツールやICT（情報通信技術）技術を研究し、WEB会議などの活用やSNSを利用した法人、事業の情報提供、求人情報の発信など業務・事務の省力化と効率を図ります。
- ④ 災害発生時の体制についても関係機関や地域・自治会と共に整備をします。災害予防対策や災害時支援体制の構築に向けた取組をします。
- ・避難訓練等を通じて災害の知識を深め防災に活かします。
 - ・日ごろから地域住民との関わり（地域行事、地域清掃、近隣の商店への買い物など）、地域連携体制の構築を進めます。
 - ・感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供するために、業務継続計画（BCP）の策定（見直し・更新）を作成します。

※下線部分は令和3年度の重点課題として書き足したものです。

令和3年度生活介護サービス事業所「じねんじょ」事業計画
生活介護サービス事業所「だいち」事業計画

【基本方針】

センターの理念に基づき、メンバーの「その人らしさを大切に



した生活設計」を共に考え、生活能力（コミュニケーション能力や身体機能など）や家族力の維持・向上を図り、日中活動を含む、一日の生活が充実するように努めます。医療的ケアが必要なメンバーも増えてきており、身体的ケアと心の豊かさのバランスを図りながら、日中サービスを提供します。

登録者数は、前年より4名増え50名です。本年度高等部を卒業しての新規利用契約者が6名あり、平均年齢は昨年度と比べ1歳ほど若返り28.2歳となっています。

年齢層も18歳から最年長の38歳で20歳の年齢幅があり、メンバーの状態に合わせたサービス提供ができるよう、支援内容の見直しをしていきます。また、本人の加齢に伴う様々な課題、家庭介護力についても、家族の思いを整理しながら、関係機関や地域資源を巻き込みながら対策に取り組んでいきます。

令和3年度 生活介護サービス事業所 じねんじょ+だいち 年齢構成			
年齢	人数	割合	
40～	0		50.0%
35～39	10	20.0%	
30～34	15	30.0%	
25～29	7	14.0%	50.0%
20～24	12	24.0%	
18～19	6	12.0%	
合計	50	100.0%	100.0%
平均年齢	28.2 歳		(表1)

【今年度の重点目標】

- ・地域交流を大きなテーマとし、じねんじょメンバーや活動を知っていただき、地域の方と共に楽しめる場所を創る
- ・本人の機能維持及び向上や、取り巻く環境の変化に対して多職種連携を図り、また、地域資源を組み入れて、それぞれの状態像に合わせた個別支援計画の充実を図る
- ・安定した在宅生活を維持する為に、他の障害福祉サービス事業や関係機関と情報共有に努める
- ・コロナ感染予防をしながら、他施設との交流活動を通して経験値を上げ、生活の幅を広げる
- ・ICT を活用することで、施設内外を問わず活動の幅を広げ、主体的な活動参加ができる環境づくりをする
- ・メンバーへの安心安全な介助及び、職員の介護軽減を目的とし、ノーリフティングケアを実践する

令和3年度放課後等デイサービス事業「むく」事業計画

【基本方針】

放課後等デイサービス事業「むく」は、障害の重い学童児（18歳未満）に対して、放課後又は休業日に、児の生活支援を行います。支援にあたっては、学校や他事業所等と密接な連携を図り、児が安定した生活が送れるようにします。また職員が余暇時間の活用として「遊び」を通して促し関わる中で、周囲との関わりを深めたり、表現力を高めたりしていきます。豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにできるように支援を行います。さらに医療（的）ケア児に対する専門的支援の充実を図り、教育・



医療機関をはじめ関係機関との連携を図り、豊かな発達と生活が実現するよう努めます。

【今年度の重点目標】

- ・「自己選択、自己決定」等も踏まえながら、子どものできることに着目した、個別支援計画の充実を図る
- ・安定した利用ができるよう健康に留意する
- ・研修会や勉強会、他施設への見学などに積極的に参加する
- ・ライフステージを通しながら、青年期へのサポート体制の円滑な移行を図る
- ・幼児期、児童期、成人期の情報等について、職員間で情報周知、徹底に努める
- ・必要に応じて学校や他事業所と情報を共有し、子どもとご家族のより良い生活支援に努める
- ・地域資源を積極的に活用し、地域の子どもの交流を図る
- ・ICTを家庭との情報のやりとりや、地域との交流に活用する

学年		人数	割合	
高等部	3年	2	5.4%	16.2%
	2年	3	8.1%	
	1年	1	2.7%	
中学部	3年	1	2.7%	29.7%
	2年	6	16.2%	
	1年	4	10.8%	
小学部	6年	6	16.2%	35.1%
	5年	5	13.5%	
	4年	2	5.4%	
	3年	1	2.7%	18.9%
	2年	2	5.4%	
	1年	4	10.8%	
合計		37	100.0%	100.0%
平均年齢		11.3 歳	(表2)	

令和3年度 児童発達支援事業「むくっこ」事業計画

【基本方針】

多機能型事業体系として、児童発達支援事業（重症児型）と居宅



訪問型児童発達支援事業に取り組んで3年が経過しました。本年度利用見込で、居宅訪問型児童発達支援事業の利用者は冬期（11月～翌2月）に利用1名、重症心身障害の非該当の「医療的ケア児」の利用は0人の状況である。

運営面では、本年度の利用構成状況は、年長者4名、総登録者が10名ということで、病気等で欠席することの多い「むくっこ」としては、不安定な状況にある。

子どもの障害の状態及び発達の過程・特性等に十分配慮しながら、子どもの成長を支援していきます。子どもへの支援を進めるに当たっては、子どもを育てる家族に対して、本人の特性や発達の各段階に応じた、子どもの「育ち」や「生活」を安心・安定できる環境を整え家庭力を高める支援を行います。

支援にあたっては、相談支援専門員（医療的ケア児等コーディネーターなど）と連携し効果的な相談援助に取り組み、医療機関をはじめ保育・学校関係・施設等と連携します。

豊かな生活と望む未来を家族と協働で実現し、地域で安心して暮らしていただける

区分		人数	割合	
未就学児	年長	4	40.0%	60.0%
	年中	0	0.0%	
	年少	2	20.0%	
	3歳未満	4	40.0%	40.0%
合計		10	100.0%	100.0%
平均年齢		3.4	(表3)	

ように支援を行います。

【今年度の重点目標】

- ・医療機関と定期的に協議等の機会を設け、医療的な知見のもとに、発達支援、生活支援を行う
- ・発達の傾向や状況等を見出すことを目的とした検査をおこない、個別支援計画の充実を図る
- ・安定した利用ができるよう健康に留意する
- ・家族が本人の特性や発達を理解できるように支援する
- ・他児との交流及び母親同士のつながり（仲間づくり）を重視する
- ・研修会や勉強会、他施設への見学などに積極的に参加し、重い障害のある乳幼児の総合的生活支援の専門性を高める
- ・児童期へのサポート体制への円滑な移行を図る
- ・職員間での情報の周知、徹底に努める
- ・地域資源（保育所等）を積極的に活用する

令和3年度 居宅介護事業「ヘルパーステーションふわり」事業計画

【基本方針】

居宅介護事業「ふわり」は、利用者が居宅において日常生活を営むのに必要な身体介護を行うことで、利用者の安定した在宅生活の継続を目指します。併せて外出支援を行い、利用者の活動範囲を広げること、生活の質の向上を図ります。

居宅に入ることで見えてくる生活情報や本人の新たなニーズ、そして外出支援での個別の様子や特性などの情報を関連機関等と共有しながら、本人の個別支援計画に反映します。



【今年度の重点目標】

- ・利用者の人格と意思を尊重した支援を行う
- ・利用者の心身の状態及び生活環境に応じた適切な支援を行う
- ・新規利用者の受け入れ、外出に際して、安心・安全について（合理的配慮、医療的ケア・介護技術、障がいの知識、特性の理解）職員の意識を高める
- ・利用者の様々な障がい状態、家庭背景を把握し、本人らしく広く社会参加することができる余暇外出の提案
- ・地域での活動の幅を広げるため、メンバーと共に社会に働きかける
障がい者トイレにユニバーサルシート設置に関する働きかけ
地域の障害者団体、施設などと協働する基盤づくり
- ・研修会への参加や勉強会を開催し、職員の介護技術等の向上を図る
介護方法の見直し、センター全体の介護技術向上を図る
介護負担軽減に有効な機器の情報収集、職員との共有、実施
- ・関係機関・施設との連携を図る
- ・サービス内容の整理を行い、問題および課題を抽出することにより、居宅介護

事業の今後の方針について検討する

令和3年度 「相談支援事業所じねんじょ」 事業計画

【基本方針】

相談支援事業所じねんじょは、福祉サービス利用者を対象とした計画相談支援、障害児通所支援を利用する障害児を対象とした障害児相談支援を行います。契約者数は児と者とを合わせて101名（R3.3 現在）です。

- ・ 障害のある人が生活をしていく中で直面する様々な問題や課題について相談に応じ、下関市でその人らしくいきいきと暮らしていくための支援を行っていきます。
- ・ 利用者やご家族の思い、願いや問題・課題解決に向けてのスピードをしっかりと受け止めながら支援をすすめていきます。また利用者の尊厳を尊重し、利用者主体の支援を行うよう努めます。
- ・ 利用者のもっている能力や生きる力を引き出し、利用者一人ひとりの願う「自立」にむけて踏み出せるような支援を目指します。また虐待の防止や早期発見、利用者の意見や意向の代弁など、エンパワメントと権利擁護の視点で支援を行います。
- ・ 医療的ケア児等コーディネーターとして、医療的ケア児等に対し本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築するためのキーパーソンとしての役割を果たせるよう努めます。

【今年度の重点目標】

- ・ 計画策定の過程において利用者の意思を尊重した支援を行う
- ・ 法人内各事業所のサービス管理責任者等との円滑な情報共有に努める
- ・ 医療的ケア児等に関する専門的な知識と経験の蓄積を行う
- ・ 重症心身障害児者を守る会が受託している医療的ケア児等相談会及び家族交流会事業へ携わり、医療的ケア児等を中心とした支援者のネットワークづくりを行う
- ・ 多職種連携を実現するための水平関係（パートナーシップ）の構築力を高める
- ・ 他の相談支援事業所との連携を図り、地域課題について検討する
- ・ 相談スキルアップのために外部研修に参加する
- ・ 人権権利擁護等の外部研修へ参加し、内部研修の計画・実施をすることで、法人全体の職員の人権権利擁護の意識向上を図る

